

令和5年1月13日

中小企業エネルギーコスト削減助成金事業計画書提出予定の皆様へ

長野県中小企業GX推進事務局

中小企業エネルギーコスト削減助成金（長野県中小企業エネルギーコスト促進事業）の募集に際し、事業計画書の提出をご検討されている皆様に、予め下記内容をご確認願います。そして、事業計画書提出時に、「取得財産処分の制限及び管理に関する確認書」に押印の上、受付窓口機関に提出してください。

記

1. 助成対象者の善管注意義務の運用

本助成金は、国・県の予算を財源としており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき、助成対象事業者は善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。（中小企業エネルギーコスト削減助成金交付規程第15条参照）

そしてまた、特に以下事項を確認します。

- ① 虚偽の申請による不正受給をしないこと。
- ② 助成金の目的外使用をしないこと。
- ③ 「助成金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正行為に荷担しないこと及び今後もしないこと。

2. 取得財産処分の制限及び管理について

助成対象者は、上記1の善管注意義務の下、助成事業を遂行し、助成金受給後（助成事業終了後）についても、中小企業エネルギーコスト削減助成金交付規程第15条及び16条に従い助成対象設備等を管理しなければなりません。

このことは助成事業終了後においても、目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分について制限されます。このような処分等については、事前に事務局に相談いただき、承認を受けた後でなければ処分できません。特に事業場の移転を行う場合は注意が必要で、事前に相談してください。

3. 取得財産処分の制限及び管理について関する確認書の提出

以上のことをご確認いただき、標記「取得財産処分の制限及び管理に関する確認書」に押印の上、事業計画書とともに提出してください。